

準耐火構造の構造方法を定める件の一部を改正する告示新旧対照条文案

平成十二年建設省告示第千三百五十八号

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第七号の二の規定に基づき、準耐火構造の構造方法を次のように定める。</p> <p>第一 略</p> <p>第二 令第百七条の二第一号に掲げる技術的基準に適合する柱の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 第一第一号ロ(イ)(i)から(iv)までのいずれかに該当する防火被覆を設けるか、又は次に掲げる基準に適合する構造とすること。</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 当該柱を接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第千九百一号に定める基準（同告示第一号の規定にあつては、「二・五センチメートル」とあるのは「三・五センチメートル」<u>と</u>、「三センチメートル」とあるのは「四・五センチメートル」と読み替えるものとする。第四第二号ロにおいて同じ。）に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。</p> <p>ハ 当該柱を有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示千九百</p>	<p>建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第七号の二の規定に基づき、準耐火構造の構造方法を次のように定める。</p> <p>第一 略</p> <p>第二 令第百七条の二第一号に掲げる技術的基準に適合する柱の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 第一第一号ロ(イ)(i)から(iv)までのいずれい<u>ず</u>れかに該当する防火被覆を設けるか、又は次に掲げる基準に適合する構造とすること。</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 当該柱を接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第千九百一号に定める基準（同告示第一号の規定にあつては、「二・五センチメートル」とあるのは「三・五センチメートル」と読み替えるものとする。第四第二号ロにおいて同じ。）に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。</p> <p>ハ 当該柱を有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示千九百</p>

二号に定める基準（同告示第二号の規定にあつては、「二・五センチメートル」とあるのは「三・五センチメートル」が「三センチメートル」とあるのは「四・五センチメートル」と読み替へるものとする。第四第二号八において同じ。）に従つた構造計算によつて通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。

二 略

第三六 略

二号に定める基準（同告示第二号の規定にあつては、「二・五センチメートル」とあるのは「三・五センチメートル」と読み替へるものとする。第四第二号八において同じ。）に従つた構造計算によつて通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。

二 略

第三六 略